

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年10月23日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、総務企画部人事室が平成17年10月17日付けで発表した「職場でセクハラ行為を繰り返していた土木建築部の主任主査級の男性職員」に対する停職1月の懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）について、本件懲戒処分に至った事実関係及び法的判断を記録した全ての文書（単なる決裁文書だけに限らず、職場における監督者責任の有無等を判断する文書を含む。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として本件懲戒処分に関する起案文書（以下「文書1」という。）及び起案文書以外の文書（聴取書・報告書）（以下「文書2」といい、文書1及び文書2を「本件対象文書」と総称する。）を特定の上、文書1については行政文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を、文書2については行政文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ平成17年11月7日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年12月18日、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2のうち、条例第10条第6号を理由に不開示とした部分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

文書1の「3 事案の概要」、 「4 当該職員の行為について」、 「5 処分内容

の検討」及び「6 監督責任」のうち、一部「停職1月とすることが相当である。」という記述を除いて、全てを黒く塗りつぶした文書が開示された。

また、懲戒処分となった職員の略歴の一部についても開示されなかった。

これらの行為は、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれているため」という条例の規定を著しく拡大解釈した、いわゆる裁量権の濫用行為である。職員のセクハラ非行が繰り返し報道される事態を実施機関は全く反省せず、言い換えれば、具体的な改善策を何も示さないという怠慢を、非行の事実（監督者責任を含む）・因果関係の情報を開示しない方法で隠匿しようと画策しているものである。

文書2についても、同じような拡大解釈で真実を隠匿しようと画策しているものであることから、職場の執務環境や監督者責任の判定にかかわる非行の事実関係及び因果関係の情報を速やかに開示するよう要求する。

理由説明書によれば、「2 部分開示決定の理由」として、「(1) ア及びオについては、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったため、全文を開示したが、(1) イ、ウ、エ及びカについては、同条第2号の個人情報及び第6号の行政執行情報に該当する部分について不開示とした。」とされている。さらに、「3 不開示決定の理由」として、「被処分者からの顛末書や関係者等からの聴取書、所属からの報告書などは、条例第10条第2号の個人情報及び第6号の行政執行情報に該当するので不開示とした。」との全く意味不明の理由を明記している。

また、理由説明書においては、「職員に対する懲戒処分の検討は、当該職員や被害者等の個人のプライバシーに密接に関わるとともに、職員全体の意識や今後の人事管理に影響を及ぼすものであり、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる（あるいは軽減する）ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。」と明示されている。しかし、これは、人事担当職員が、自らの裁量権の濫用行為が指摘されないよう、過去の懲戒処分に係る事実関係を意図的に隠匿するために本件処分1及び本件処分2を行ったものであり、かつ、今後の処分において参照されることを誇張する手法をもって職場実態を隠匿しようと画策したものであることから、監督者責任を主眼とした職場実態に関する記述等を速やかに開示するよう要求する。

文書2についても、行政執行情報であるとの拡大解釈（裁量権の濫用行為）を強行しており、職場の執務環境や監督者責任の判定に関する非行の事実関係及び因果関係の情報を速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1を行った理由

(1) 文書1の構成は次のとおりである。

- ア 職員の懲戒処分について（伺い）
- イ 第1案「人事異動通知書」
- ウ 第2案「処分説明書」
- エ 第3案「職員の処分について（通知）」
- オ 第4案「資料提供 職員の処分について」
- カ 検討資料

(2) このうち、(1)ア及びオについては、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったため、全文を開示したが、(1)イ、ウ、エ及びカについては、同条第2号の個人情報及び第6号の行政執行情報に該当する部分について不開示とした。

これは、公務員といえども、個人として保護されるべきプライバシーが存在し、懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、「本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるもの」（平成10年11月12日東京地裁判決）に該当し、個人情報として保護されるべきものであるためである。

また、職員に対する懲戒処分の検討は、当該職員や被害者等の個人のプライバシーに密接に関わるとともに、職員全体の意識や今後の人事管理に影響を及ぼすものであり、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる（あるいは軽減する）ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。

2 本件処分2を行った理由

(1) 文書2としては、被処分者の顛末書や関係者等の聴取書、所属の報告書などが存在するが、これらについては、条例第10条第2号の個人情報及び同条第6号の行政執行情報に該当するため不開示とした。

(2) 職員に対する懲戒処分は、当該職員や被害者等の個人のプライバシーに密接に関わるとともに、職員全体の意識や今後の人事管理に影響を及ぼすものであり、また、これらの情報が開示されることになると、関係者が事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、懲戒処分の決定に必要な具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件懲戒処分を実施するために実施機関の担当者が起案し、決裁された文書一式及び関係者等の聴取書、所属の報告書等起案文書以外の文書である。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、実施機関が理由説明書で説明する本件処分1及び本件処分2を行った理由のうち、前記第4の1(1)ア「職員の懲戒処分について(伺い)」(以下「起案文」という。)について、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったので全文を開示した旨説明しているが、不開示としている部分があることを確認した。

したがって、異議申立人が開示すべきと主張しているのは、懲戒処分に関する起案文書である文書1のうち、全部開示された前記第4の1(1)オ「資料提供職員の処分について」(以下「記者発表資料」という。)以外の文書、すなわち、起案文、イ「人事異動通知書」、ウ「処分説明書」、エ「職員の処分について(通知)」(以下「本件通知」という。)及びカ「検討資料」(以下「本件検討資料」という。)並びに起案文書以外の文書(聴取書・報告書)である文書2において、条例第10条第2号及び同条第6号により不開示とされた情報であると認められることから、これらについて同号の不開示情報該当性を検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

ア 起案文について

起案文は、実施機関の意思を決定するために作成した案文で、広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)第20条第1項の規定による起案用紙に別紙が添付されていた。このうち、起案用紙には文書管理番号、文書分類記号、保存年限、起案日、決裁日、起案者、標題、案の要旨等様式で定められた必要事項が記載され、決裁欄に起案を承認・決裁した職員の押印がされていた。また、別紙には本件懲戒処分の対象職員の所属、職名、氏名、年齢、処分内容と案文の名称等起案用紙に記載されたもの以外の必要事項が記載されていた。

これらの情報は、いずれも事実認定や処分内容の検討の過程の情報には当たらないことから、公にしても、懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

イ 人事異動通知書について

人事異動通知書は、人事異動の取扱に関する規則(昭和31年広島県人事委

員会規則第12号) 第3条第1項の規定により、任命権者が職員について人事異動を行う場合に作成しなければならない様式で、被処分者の氏名、所属・職名、異動内容、任命権者である実施機関名等様式で定められた必要事項が記載されていた。

これらの情報は、いずれも事実認定や処分内容の検討の過程の情報には当たらないことから、上記アと同様、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

ウ 処分説明書について

処分説明書は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項の規定により、任命権者が不利益な処分を行う場合において職員に交付しなければならない処分事由を記載した説明書で、被処分者の氏名、所属・職名、処分年月日、根拠法規、処分の種類及び程度、処分の理由、任命権者である実施機関名等必要事項が記載されていた。

このうち、処分の理由に記載されている内容は、既に記者発表資料の中で公表されている処分理由と同程度のものと認められることから、これを開示しても事実認定や処分内容の検討の過程を明らかにするものとはいえず、その他の情報についても、懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないことから、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

エ 本件通知について

本件通知は、本件懲戒処分を実施するために、職員の身分に関する事項を分掌する部の長から被処分者の所属する部の長に対して、上記ア及びイの文書を被処分者に交付し、交付時の状況について報告するよう求めた文書で、その旨の内容のほか、通知年月日、交付先である被処分者の所属・職名・氏名が記載されていた。

これらの情報は、いずれも事実認定や処分内容の検討の過程の情報には当たらないから、上記アと同様、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

オ 本件検討資料について

異議申立人は、本件検討資料については、前記第3の2のとおり、『3 事案の概要』、『4 当該職員の行為について』、『5 処分内容の検討』及び『6 監督責任』において不開示部分の開示を求めているが、当審査会において本件検討資料を見分したところ、「4 事案の概要」、「5 加害職員の行為について」及び「6 処分内容の検討」についての記述は認められるものの、管理監督者の監督責任について検討した記述は認められなかった。このため、記述が認められる各項目の内容について条例第10条第6号の不開示情報該当性を検討する。

「5 加害職員の行為について」、「6 処分内容の検討」に記載されている内容は、本件懲戒処分の処分内容を決定するために実施機関が考慮した事情、具体的な検討内容の情報であった。これらの情報は、処分内容の検討の

過程を示すものであり、記者発表資料で公表されている情報を除き、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、「4 事案の概要」に記載されている内容は、被処分者の非違行為に係る事実関係が時系列に記載されているに過ぎず、これらの情報を開示しても人事管理に係る事務に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、本件検討資料のうち、「5 加害職員の行為について」、「6 処分内容の検討」に記載されている内容は、記者発表資料で公表されている情報を除き、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関が項目名、指示番号を含めて不開示としたことは妥当であるものの、記者発表資料で公表されている情報のほか、「4 事案の概要」に記載されている内容は、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

カ 文書2について

当審査会において文書2を見分したところ、起案文書以外の文書（聴取書・報告書）として作成されている文書はおおむね次のとおりであり、文書ごとに条例第10条第6号該当性を検討する。

(ア) 事情聴取記録及び面談記録

(イ) 事案発生所属の報告文書

(ウ) 実施機関への報告文書

(ア) 事情聴取記録及び面談記録について

被処分者及び被害者の事情聴取記録には、①実施概要（事情聴取を行った日時、場所、方法、被聴取者及び聴取者の職氏名）及び②質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記載されており、実施機関によれば、いずれの事情聴取記録についても、質問内容とそれに対する回答内容の公表が前提となると、事案の関係者が率直かつ具体的な供述を差し控え、事情聴取に協力することに消極的になるおそれがあるということであった。

確かに、被処分者に対する事情聴取については、その内容が公にされると、実施機関がどのような手法で被処分者から供述を引き出していくのかといったノウハウが明らかになるおそれがあると認められる。そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となることなどから、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、セクシュアル・ハラスメント行為に係る事案であれば、事情聴取によって、被害者から具体的・客観的な情報を把握することが必要不可欠であるところ、被害者に対する事情聴取は、実施機関と被害者の間の信頼

関係に基づいて行われるものと考えられ、事情聴取で発言した内容が一部でも公にされれば、被害者が事情聴取で率直な心情を伝えることや詳細な情報を提供することに消極的になるなどし、結果として被害の実態及び正確な事実関係の把握が困難になり、ひいては、処分関係事務の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、事情聴取を行った日時や場所等①実施概要の記載については、これらが公にされることをもって直ちに事実関係の把握に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、事情聴取記録のうち、②質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記された部分については、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、①実施概要に記載の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

このことは、面談記録においても同様で、面談内容要旨が記載された部分については、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、面談を行った日時や場所、面談者の職氏名については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

なお、被害者の事情聴取記録の一つには、被害者自身が作成し、提出した事案の経緯を記載した書面が添付されていたが、この書面は、被害者自身が自らの意思に基づき作成し、事情聴取の際に提出したものであるから、その存在を公にしても、被害者が事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になるおそれがあるとはいえず、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(イ) 事案発生所属の報告文書について

事案発生所属の報告文書は、本件懲戒処分の事案が発生した所属が事案への対応について、当該所属を統括する部の幹事室（以下単に「幹事室」という。）に報告するために作成し、提出した文書で、本文のほかに被処分者の反省文及び当該所属における対応報告書が添付されていた。

このうち、本文については、定型的な文書であり、これを公にしても人事管理上の事務に支障が生じるおそれがあるとは認められないから、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとは認められない。

次に、被処分者の反省文には、被処分者本人の反省、今後に向けての思い等が日付及び被処分者の所属・氏名とともに記載されていた。

しかし、本件懲戒処分の事案の事実関係についての記述は認められないことから、これを公にしても、事実認定や処分内容の検討の過程が推測されるおそれがあるとはいえず、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、被処分者の反省文に記載された情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

また、当該所属における対応報告書には、被処分者に対して行った注意・指導の内容及び被害者に対して説明した内容について、①定型的事項（日時、場所、相手方、注意・指導者、説明者、立会人）、②被処分者への注意・指導の内容及びその際の詳細なやり取り並びに被害者への説明要旨が記載されていた。

このうち、①定型的事項は、公にされることをもって直ちに事実関係の把握に支障が生じるおそれがあるとまではいえず、また、②のうち被処分者への注意・指導の内容及び被害者への説明の要旨は、セクシュアル・ハラスメント行為が発生した所属の管理監督者が講じるべき措置として想定される程度の内容や説明要旨が記載されているにすぎず、これを公にしても、懲戒処分の処分内容の検討の過程を推測されるおそれがあるとは認められない。

しかしながら、②のうち被処分者に対して注意・指導した際の詳細なやり取りについては、被処分者に対する事情聴取記録の質問内容とそれに対する回答内容に類する内容が記載されていると認められるから、上記（ア）で判断したとおり、これを公にすると、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、当該所属における対応報告書のうち、被処分者に対して注意・指導した際の詳細なやり取りについては、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が項目名、指示番号を含めて不開示としたことは妥当であるものの、その他の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

（ウ）実施機関への報告文書について

実施機関への報告文書は、幹事室が本件懲戒処分の事案への対応についてまとめた文書で、事案の経緯、被害者から聴取した内容、不明点、今後の対応、被処分者への注意・指導の内容等について記載されていた。

このうち、経緯として記載されている内容は、被処分者及び被害者に対する事情聴取の実施状況等を時系列にまとめたものであり、これを公にしても、懲戒処分の実施に当たって事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、被処分者への注意・指導の方法に関して記載されている内容は、上記（イ）で判断したとおり、これを公にしても、懲戒処分の処分内容の検討の過程を推測されるおそれがあるとは認められない。

しかしながら、被害者から聴取した内容は、事情聴取における被害者の発言要旨であり、不明点及び今後の対応として記載されている内容は、本件懲戒処分の処分内容を決定するために幹事室において必要とする事項、考慮すべき情報等が記載されており、いずれも公にすると懲戒処分を決定するために必要な情報の一端を明らかにすることとなり、懲戒処分の処分

内容の検討の過程を推測されるおそれがあると認められる。また、被処分者への注意・指導として記載されている具体的な内容は、被処分者に対する事情聴取の質問内容と同様の内容であり、上記(ア)で判断したとおり、これを公にすると、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、実施機関への報告文書のうち、被害者から聴取した内容、不明点、今後の対応、被処分者への注意・指導として記載されている内容は、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるものの、その他の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(2) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

実施機関は、異議申立人が開示を求める部分について、いずれも条例第10条第2号及び第6号に該当するとして本件処分1及び本件処分2を行っており、前記(1)において同条第6号の不開示情報に該当すると判断した情報（以下「第6号情報」という。）については、同条第2号の該当性を検討するまでもなく不開示が妥当であるため、第6号情報を除いた部分について同条第2号

の該当性を検討する。

以上を踏まえて、当審査会において、文書1のうち記者発表資料を除く文書及び文書2で不開示とされた情報を見分したところ、第6号情報を除き、含まれる情報はおおむね次のとおり分類することができる。

ア 日時及び場所を示す情報

イ 表題及び項目名

ウ 所属名（特定の所属が識別される情報を含む。以下同じ。）

エ 職名及び氏名（印影を含む。以下同じ。）

オ 年齢，略歴

カ 非違行為を示す情報

キ 事実行為等を示す情報

ク 謝罪，反省，決意等を示す情報

ア 日時及び場所を示す情報について

非違行為が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報については、本件懲戒処分の事案が発生した所属が特定され、ひいては被処分者、被害者等特定の個人が識別される可能性が否定できず、また、セクシュアル・ハラスメント行為に係る事案においては、非違行為に関わる情報は特定の個人を識別できなくともなお被害者等の権利利益を害するおそれがあることから、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

しかしながら、非違行為が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報であっても、実施機関が既に記者発表資料で公表している情報は、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。また、実施機関が行った事情聴取の日時、場所、起案の日付等、非違行為に直接関係しない日時及び場所を示す情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものとは認められないため、開示すべきである。

イ 表題及び項目名について

表題及び項目名については、被処分者、被害者等特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報とは認め難く、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

なお、文書の表題及び項目名に、後述するウからクまでの各項において不開示妥当と判断した情報が含まれている場合には、それらの情報は不開示とするものである。

ウ 所属名について

所属名は、個人に関する情報であり、このうち、被処分者及び被害者の所属名を公にした場合、被処分者、被害者等特定の個人が識別される可能性が否定できないことから、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかしながら、既に記者発表資料により公にされている所属名の一部については、同号ただし書イにより、開示すべきである。

また、人事担当部署及び幹事室の名称については、これを開示しても特定の個人が識別されるとは考えられず、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

エ 職名及び氏名について

(ア) 職名について

職名は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、当該情報は公務員の職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）に該当するものと認められるため、同号ただし書ハにより開示すべきである。

しかしながら、当該情報のうちの被処分者及び被害者の職名は、記者発表資料において、所属名の一部と被処分者の年齢が公表されていることから、公にした場合、被処分者及び被害者の所属が特定されるなどし、ひいては被処分者、被害者等特定の個人が識別され得るものと認められるため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

(イ) 氏名について

氏名は、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、実施機関の職員の氏名は、「広島県職員録」（以下「職員録」という。）により公表されていることから、原則として、同号ただし書イにより開示すべきである。

もともと、懲戒処分を受けた職員、あるいはセクシュアル・ハラスメント行為を受けた職員として、被処分者及び被害者の氏名が公表されているものではないところ、被処分者、被害者を含む本件懲戒処分の事案に関係した職員の氏名を公にすると、職員録等の他の情報と照合することにより所属が容易に特定され、ひいては被処分者、被害者等特定の個人が識別されるおそれがあると認められる。

したがって、本件懲戒処分の事案に関係した職員及び関係者の氏名については、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるものの、本件懲戒処分の事案に関係した職員以外の職員の氏名は、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。

オ 年齢及び略歴について

年齢、略歴は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

しかしながら、このうちの被処分者の年齢は、記者発表資料で公表されていることから、同号ただし書イにより開示すべきである。

カ 非違行為を示す情報について

非違行為を示す情報のうち、記者発表資料で公表されている情報は、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきであるが、公表されていない情報については、本件懲戒処分の事案がセクシュアル・ハラスメント行為に係る

事案で、その非違行為を示す情報は、被処分者から直接被害を受けた被害者本人はもちろん、周りの職員や当事者と関わりのある者も少なからず精神的ショックを被っており、通常公にされることを望まない情報であると考えられる。

したがって、公表されている情報以外の非違行為を示す情報を公にすることは、個人の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ず、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

キ 事実行為等を示す情報について

事実行為等を示す情報については、当該事実行為等が公務員の職務として行われたものであれば、純然たる私事にわたる情報に該当するものではないため、条例の規定により不開示とすることとされている場合等を除き、職務遂行情報として開示すべきである。

一方、公務員であっても私人として行った事実行為等を示す情報については、基本的に個人に関する情報に該当するものであり、このうち、特定の個人が識別されたり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ただし、特定の個人が識別されたり、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない情報については、開示すべきである。

ク 謝罪、反省、決意等を示す情報について

被処分者の謝罪、反省、決意等（以下「謝罪等」という。）を示す情報については、被処分者の心情が吐露されたもので、個人の人格に密接にかかわる情報であるから、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、謝罪等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

文書区分	指示番号・項目名	不開示が妥当であると判断する部分
全文書共通		<ul style="list-style-type: none"> ・被処分者及び被害者の所属名（記者発表資料で公表されている所属名の一部を除く。） ・被処分者の氏名，職名及び略歴 ・被害者の氏名，職名，年齢及び略歴 ・被処分者及び被害者と同じ所属の職員（管理監督者を含む。）の氏名 ・非違行為の日時及び場所を示す情報（記者発表資料で公表されている情報を除く。）
処分説明書	(処分の理由)	記載内容のうち，1行目6文字目から13文字目まで
本件検討資料	4 事案の概要	記載内容のうち <ul style="list-style-type: none"> ・1行目29文字目から2行目4文字目まで ・2行目13文字目から5行目14文字目まで ・5行目32文字目から8行目40文字目まで ・9行目12文字目から同行行末まで ・10行目28文字目から38文字目まで ・10行目43文字目から11行目2文字目まで ・11行目18文字目から38文字目まで ・13行目から21行目まで
	5 加害職員の行為について	記載内容のうち，1行目1文字目から2行目17文字目まで
	6 処分内容の検討	記載内容（下から1行目20文字目から同行行末までを除く。）
事情聴取記録	—	質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
被処分者の反省文	—	表題及び日付を除く記載内容の全て
対応報告書 (对被処分者)	場所	記載内容の1文字目から8文字目まで
	立会人	記載内容の1文字目から4文字目まで
	—	被処分者に対して注意・指導した際の詳細なやり取り
対応報告書 (对被害者)	立会人	記載内容の1文字目から4文字目まで
	場所	記載内容の1文字目から8文字目まで
実施機関への 報告文書 (17.8.3)	2	記載内容の全て
	3	記載内容の全て
	4	記載内容の全て
実施機関への 報告文書 (17.8.4)	2 (2)	記載内容（1行目を除く。）
面談記録 (17.8.2 13:18～)	聴取場所	記載内容の1文字目から4文字目まで
	面談内容要旨	記載内容の全て

面談記録 (17.8.2 13:01～)	聴取場所	記載内容の1文字目から4文字目まで
	面談内容要旨	記載内容の全て
事情聴取記録 (17.7.29)	聴取場所	記載内容の1文字目から4文字目まで
	事実確認要旨	質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
事情聴取記録 (17.7.26 16:18～)	聴取場所	記載内容の1文字目5文字目まで
	相談要旨	記載内容の全て
	(被害者提出書面) 経緯	記載内容の全て
事情聴取記録 (17.7.26 15:20～)	聴取場所	記載内容の1文字目5文字目まで
	報告要旨	質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
事情聴取記録 (17.7.24)	内容(要旨)	質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 4. 27	・ 諮問を受けた。
18. 5. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 6. 30	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 7. 27	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
18. 9. 19	・ 審査請求人から意見書を収受した。
18. 9. 25	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 6. 26 (平成29年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 21 (平成29年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 22 (平成29年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 26 (平成29年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 31 (平成29年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授